

(上ノ国町自立プラン)

上ノ国町行財政改革計画

～ 農業、漁業で喰えるまち ～

平成17年 3 月

上ノ国町

上ノ国町行財政改革計画策定にあたって

はじめに

私が町長に就任して以来2年7ヶ月余り経ち、この間の行政運営は一貫として、「役場が変われば町が変わる」を基本姿勢として、町民一人一人がこの町を変えるという自覚を持ち、その意思を表してくれると確信して執り行ってきました。

主要政策に

- 「町民主体が本質のまちづくり」
- 「健康で笑顔広がるふるさとづくり」
- 「額に汗し、夢広がる産業づくり」
- 「ふるさとの生活環境づくり」
- 「瞳輝き笑顔広がる豊かな心を育むまちづくり」

の5本柱を掲げ、行政運営をしてまいりました。

特に財政運営については、逼迫する財政状況の中、行政の説明責任を果たすと同時に経済性、緊急度、必要性等を勘案しながら重点配分を余儀なくされ、財政建て直しに全力を挙げて取り組んできたところであります。

これからの行財政運営は、かつてのような高い経済成長のもとでの行政サービスは期待できず、自己責任・自己決定の原則に基づき、選択と集中による政策に迫られ、限られた資源を効率的に運用することが求められると考えております。特に、行政サービス、資源の有効活用、戦略的事業展開の視点が重要となってきます。

又、行政運営については、行政のみが行うものではなく、地区住民の皆さんとの対等な関係のもとで協働により執行しなければ成りたないものと考えております。

改革は、私たち行政を担っている者として常に追い求めて行かねばならない永遠のテーマなのかもしれません。しかし、北海道発祥の地にふさわしく、先人が築き上げた歴史と伝統にあふれた上ノ国のまちに新たな歴史を刻み、持続的に発展しつづけ、町民の皆さんが住んでよかった、育ててよかったと誇りに思えるまちに再構築できるよう積極かつ果敢に挑戦してまいります。

平成17年 3 月

上ノ国町長 工 藤 昇

目 次

第 1 章	基本方針	1
第 1	計画の位置づけと期間及び目標	1
1	策定までの経緯	1
2	これまでの取り組み状況	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画期間と目標	5
第 2	計画方針	6
1	改革の方針	6
2	行政改革及び財政改革	6
3	組織機構改革	8
4	産業基盤の強化策	9
第 3	推進体制	12
1	推進の考え方	12
2	推進の方法	12
3	計画の推進体制	12
第 2 章	財政状況	13
第 1	財政の現状	13
1	収支の状況	13
第 2	計画期間内の財政見通し	19
1	推計の考え方	19
2	推計（財政シミュレーション）	19
3	推計の結果	20
第 3 章	実施計画	23
第 1	行政改革	23
1	事務事業の改善	23
(1)	事務事業の整理合理化	23
(2)	規制緩和の推進	23
(3)	事務処理の改善	24
(4)	予算管理方法の見直し	24
2	職員能力の開発、活用	26
(1)	職員研修の充実	26
(2)	地区担当制度等の充実強化	26

目 次

第 2 章	財政改革	28
1	歳入の確保	28
(1)	収納率の向上	28
(2)	受益者負担の適正化	29
(3)	町有財産の処分	29
2	歳出の削減	31
(1)	人件費の削減	31
(2)	物件費の削減	32
(3)	維持補修費の削減	34
(4)	補助費等の削減	34
(5)	繰出金、貸付金の縮減	34
(6)	公債費の削減	35
第 3 章	組織機構改革	39
1	組織再編の方針	39
2	各部門の基本的な考え方	40
3	組織機構	41
第 4 章	産業基盤の強化	44
1	産業基盤の整備	44
(1)	農業所得の向上対策	44
(2)	水産業所得の向上対策	45
第 4 章	財政効果	49
第 1 節	改革実施による財政効果	49
1	財政効果額の状況	49
2	財政効果額の内訳	50
(1)	性質別歳出削減額	50
(2)	項目別歳出削減額	51
(3)	項目別歳入確保額	53
第 2 節	実施後の財政見通し	54
1	算定（財政シミュレーション）	54
2	算定の結果	55
	参考資料	57

第1章 基本方針

第1 計画の位置づけと期間及び目標

1 策定までの経緯

計画策定に及んだ背景

国は、バブル経済の崩壊後、長引く経済不況から脱却することができず、デフレ対策と不良債権処理問題を抱えながら、国税収入は大幅に減少し、国債や社会保障費の増大などで非常に厳しい環境下にあり、その波は、以前より上ノ国町にも及んでおり、鋭意行財政改革に取り組んできました。

このような背景の中、激変する社会情勢において「上ノ国町の自立」を選択し、自立プランを策定しなければならない緊急事態となりました。

上ノ国町総合発展計画の見直し

平成12年に策定しました「第4次上ノ国町総合発展計画」は、21世紀に向かって、豊かで潤いに満ちた活力ある上ノ国町の発展を目指し策定しました。その後、自治体を取り巻く環境は大きく変化し、特に財政状況は大変厳しいものとなり、平成16年には実施計画の見直しを行いました。

財源不足による危機的状況

財政運営で真に自立するためには、国から地方交付税を受けなくても、歳入が確保できるような町税収入等の自主財源が必要です。

しかし、全国の多くの自治体と同様に、上ノ国町の財政は地方交付税に大きく依存しており、歳入全体の5割以上を占めています。

この地方交付税は、平成16年度予算で約22億6千万円であり、ピーク時の平成11年度約30億8千万円と比較して、約8億2千万円も減少しています。

現在、この減少分を臨時財政対策債という借金で補っていますが、その借金分を加えても約5億5千万円が減少しています。

なお、「国の三位一体改革」において、平成19年度からの臨時財政対策債の廃止、さらには地方交付税の抜本的な見直しによる減少が避けられない見通しにあることから、平成19年度地方交付税は平成11年度に比較して約10億円減少すると見込まれます。

また、町の自主的財源である町税は、平成16年度当初予算では、

歳入の約 8.4%より占めていません。

本町においても少子・高齢化が進んでおり、回復傾向が期待される景気動向を加味しても、町税の伸びは期待できない状況であり、国からの税源移譲は地方には厳しいものと予想されます。

以上のように、町の歳入は地方交付税の減少を最大の原因として、年々減少しています。このままの状態では推移すれば、財源不足額は年々増大し、基金の繰入れを行っても数年後には町の財政は確実に破たんするという危機的状況であります。

檜山南部4町合併協議会の解散

平成14年12月に檜山南部5町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、熊石町）による任意の合併問題協議会を立ち上げ、法定協議会へ向けて検討を重ねました。

その後、熊石町が離脱し、残る4町により平成16年1月に法定の檜山南部4町合併協議会が設立されました。

当協議会は、約半年間に亘り協議を重ねましたが、2町の合併見送り表明があり、平成16年7月9日第8回会議において当協議会の解散が決定いたしました。

行財政改革の必要性

日本全体の約9割が中流世帯と考えられたバブル経済の時代が崩壊して以来、国では経済対策のため幾度も公共工事への投資や大幅減税等様々な手を打ってきましたが、残念なことに経済は低迷のままで、回復の兆しを見出せない状況にあります。

このような中で、国においては地方分権の名の下「国から地方へ」「官から民へ」の基本姿勢で、地方への分権を大幅に拡大し、地方の役割と責任を明確にした地方分権型の新たな行政システムを構築すべく「三位一体の改革」を強力に推進しているところであります。

しかしながら、本町を取り巻く環境を考えると地方交付税の大幅削減と人口流失に歯止めがかからず、自主財源や税源が極めて乏しい状況で地方分権を推進されても、その受け皿となる町に体力は残念なことに残っておらず、極めて厳しい行財政運営を行っているのが現状であります。

本町は、今後も国や道の財政事情の影響を直接受け、産業不況、雇用問題、人口の高齢化や人口の減少に歯止めが利かない大変厳しい状況に置かれています。

知恵をしばり自立に向け抜本的に行財政運営システムを見直し、町の構造改革に取り組む必要があります。

行財政改革推進室の設置

合併協議会解散を受け、上ノ国町は自立の道を歩むため、抜本的な行財政改革を推進することを目指し、行財政改革推進室を平成16年8月1日に設置しました。

本改革は、単に行財政改革を進めるためだけでなく、町の将来像も見据えた計画とするため、専任職員を2名配置し、企画政策課長が室長を兼務する3人体制で臨みました。

2 これまでの取り組み状況

平成14年度に町の将来的な財政状況を分析検討したところ、約6億円の歳入不足を生ずる事がわかり、将来に渡る財政危機を乗り切るため平成15年度より、硬直が進む財政状況を打破する目的で、次の内容を見直すことで、約2億円の削減をおこなっています。

議会の人件費

- ・ 議員定数を16名から14名へ削減
- ・ 期末手当を4.7ヵ月から4.4ヵ月へ削減
- ・ 期末手当加算額の20%凍結
- ・ 費用弁償の町内日当等の廃止
- ・ 交際費の削減

職員の人件費

- ・ 常勤特別職(4役)の給料を5%削減
- ・ 常勤特別職、一般職員の期末手当を4.7ヵ月から4.4ヵ月へ削減
- ・ 常勤特別職の期末手当加算額の20%を凍結
- ・ 一般職員の給料を2%削減
- ・ 一般職員の期末勤勉手当役付加算を50%凍結
- ・ 特殊勤務手当の凍結
- ・ 時間外勤務の代休化
- ・ 職員数の不補充(3名)

町有施設等の廃止

- ・ 湯ノ岱、石崎保育所の閉所
- ・ 海洋開発活性化センターの廃止
- ・ 養殖作業管理船の廃止
- ・ 町営湯ノ岱プールの廃止

施設運営の見直し

- ・ 林業センター宿泊部門の廃止
- ・ 日本海情報交流館の衛星放送契約の廃止
- ・ 上ノ国町総合福祉センター（ジョイじょぐら）の休館日設定
- ・ 上ノ国町民図書室の休館日設定
- ・ 町営上ノ国プールの夜間開設中止
- ・ 学校開放事業の管理人の削減

その他施設維持管理、各種事業関係の見直し

3 計画の位置づけ

この計画は、平成8年度に策定された行財政改革大綱を引き継ぐものであり、財源不足の解消を図るため平成15年度より実施している財政改革を踏襲しながらも、改めて抜本的に見直します。

見直しに当たっては、行財政改革の改革項目、実施内容、実施時期及び削減見込額を明示した実施計画を定めます。

地方交付税制度の改正が、まだまだ不透明なことから、本計画は短期的（5年間）計画とします。

< 行財政改革計画の位置づけ >

8 年 度	9 年 度	1 0 年 度	1 1 年 度	1 2 年 度	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度	1 6 年 度	1 7 年 度	1 8 年 度	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度
行政改革大綱							財政改 革実施	見直し 行財政改革計画					
第3次総合発展 計画・実施計画				第4次総合発展計画・実施計画									
								見直し					

4 計画期間と目標

期 間

実施計画の期間は、

平成17年度～平成21年度 5年間

としますが、社会経済状況に的確に対応するため毎年検証を行い、随時見直しを実施します。

目 標

- ・自立するための抜本的な行政改革と財政改革並びに組織機構改革を断行し、産業基盤を強化した活力ある上ノ国町を目指します。

第2 計画方針

1 改革の方針

行財政改革の視点

行政運営システムの改革に当たっての視点としては、まずバブル経済時代に築かれた行政の仕組みから脱却することが必要です。特に財政事情は、右肩上がりの経済社会を望めない現在、行政サービスや町でやるべき業務を抜本的に見直し、将来も見据えて新たな行政運営システムを構築していきます。

次に、基礎的自治体としての能力を高め、地方自らが町民の望んでいることを政策化し実施できる自治体へと変革させます。

更に、効率性と成果を重視した行政運営を目指して、具体項目と実施年度を掲げ、確実に改革を実行できる体系を整えます。

また、組織機構改革についても実施し、組織のスリム化を進めます。仕事のやり方を変え基礎体力を強化することにより、どのような社会変化にも迅速、かつ、柔軟に対応できるように変革させます。

これにより、町民の皆さんが満足できる質の高いサービスを提供し続けることができ、安心して暮らし働き続けることができる上ノ国町を目指します。

行財政改革の方針

現状の行政運営を実施した場合の財政状況を的確に把握するために、平成17年度から平成21年度まで5年間の財政シミュレーション（財政推計）を作成して、この推計結果を基に、計画の内容を位置づける

- ・行政改革
- ・財政改革
- ・組織機構改革
- ・産業基盤の強化

の4本の柱を計画の基本方針に掲げ、改革に取り組んでいきます。

2 行政改革及び財政改革

効率的な事務事業を目指すための行政改革

豊で安心した地域社会を作り上げるため住民参加型の行政運営を目指し、各地区の実情に応じた自己決定・自己責任を原則に地区住民の満足度が向上できる社会へと変革していきます。

地区住民自治と行政が独立しながらも融和した「行政と町民で協働したまちづくり」への転換を図り、町民参加型で築く地域社会の構築に取り組みます。

町民に説明責任を果たすと同時に町政への参加がしやすい環境を整備し、行政情報の共有化を目的に積極的に情報提供を推進します。

行政ニーズの複雑化や多様化にともなう行政需要へ迅速に対応できるシステムへと改善を図り、規制緩和や各種申請手続き等の住民負担の軽減やサービス向上のために事務処理の改善と事務事業の整理合理化を図ります。

限られた行財政資源を適正且つ効率的に配分したり、激しい社会情勢変化に伴い必要性が低下した事業や効果が乏しい事業などを的確に把握するため行政評価システムの導入を図ります。

行財政全般に点検・チェックをおこない行政需要の変動など、優先順位の高い政策・施策に移行できよう体制を整え、効率的行政運営を進めていきます。

厳しい財源事情、職員数の減少、事務量の増大などに対応するために、職員能力を最大限発揮できるよう職員研修の充実を図り、専門知識の習得や能力の高い職員の育成に努めてまいります。

これらを複合的に捉え抜本的に行政運営を改善していきます。

今後の財政状況を鑑みて、歳入の確保と歳出の削減策を図る**財政改革**

町財政状況は、人件費や公債費などの義務的経費の割合が高く硬直化の状態にあるとともに、交付税収入等の急激な減少や扶助費、公債費等の歳出の増高により、歳入と歳出のバランスが崩れ掛けている現状を把握した上で、現在の行政運営を続けた場合を想定した5年間の財政シミュレーションを行います。

その際、推計結果を左右する歳入部門では、不透明な部分がある地方交付税などの算定根拠を十分検討して推計します。また歳出部門は、特別会計への繰出金などにずれが生じないように内容分析を十分におこない推計していきます。

こうして出された推計結果を基に事務事業の見直しや整理合理化を図り、施策の見直しや事務事業の効率化を進め、優先順位の高い政策を成果主義に基づき見直すなどして、財政の基礎体力強化に努めていきます。

当然、不必要なことや節約しなければいけない部分は、職員一丸となって取り組んでいきますが、町民へ受益者負担を求めざるを得ない状況でもあります。

もう一方で、活力あるまちにすべく産業基盤の強化策に重点的に投資を図り、基幹産業の充実強化策を展開し、歳入歳出ともに安定

した財政基盤の確立を目指していきます。

3 組織機構改革

社会情勢の変化に迅速で的確に対応できるスリムな組織を目指す

組織機構改革

社会情勢の変化に迅速に対応し、且つスリムで変化に強い組織とするため、「組織として総合力を高められる組織」、「経営感覚も視野に入れた組織」、「住民ニーズの多様化、かつ複雑化に対応できる組織」、「庁内分権と柔軟な組織形態が可能な組織」の4点の観点から組織の再編を行います。

組織再編の目的

現在、町村を取り巻く環境は、国が進める三位一体改革と地方分権、北海道の深刻な財政危機と道州制を鑑みた権限委譲等により、町の事務事業の増加は避けられない状況です。

地方分権という名のもと今以上の分権拡大が予想され、地域のことは地域で考えなければなりませんし、行政サービス内容も多岐多様なニーズに対応していかなければならない状況にあります。

また、国や道からの事務委任による事務量の増加は避けられない一方、町の重要政策を検討し実行する力も必要となっています。

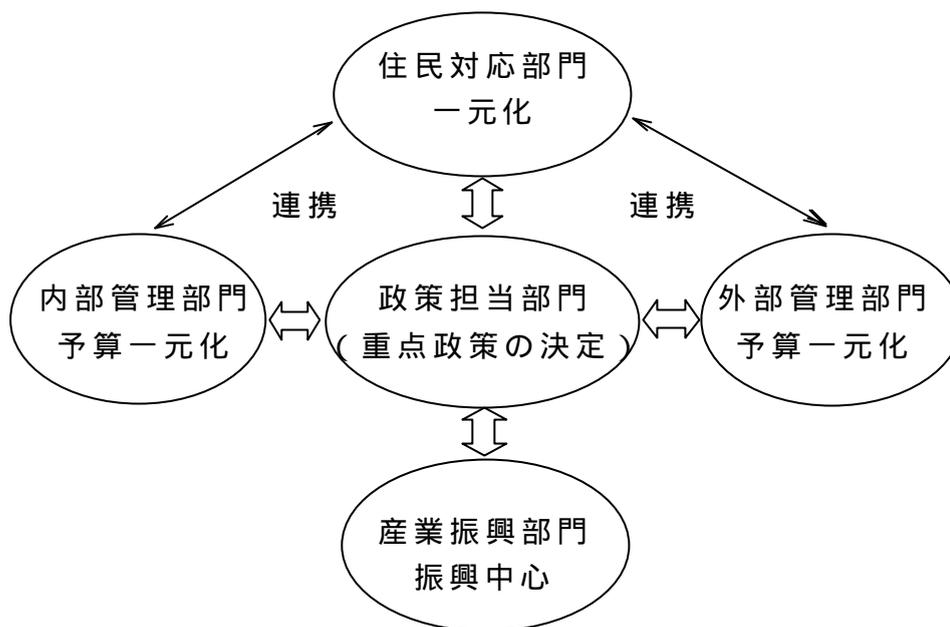
しかしながら、町財政状況が厳しく職員数も削減しなければならないことから、既存の行政システムでは、行政サービスの維持向上を望むことは不可能であり、従来型の町行政運営システムを抜本的に見直さなければなりません。

このようなことから、少人数でも政策決定能力を高めながら、住民のニーズを的確に捉え、迅速で効果的な行政運営システムを構築するため組織の再編を行います。

組織機構の概念図

リーダーシップと連携事務

分掌の明確化



組織機構の特徴

- ・ 町民に分かりやすい組織体系とするため課を統合し、事務分掌を明確にします。
- ・ 定員管理計画に基づき退職等の自然減による人員補充を原則行わなくても対応可能な組織へと再編します。
- ・ 人員配置を課内で自由に調整できるよう分権を行い、フレキシブルな組織体系とします。
- ・ 当面の課題に対応するため室を設けます。

4 産業基盤の強化策

【農業についての現状と基本方針】

上ノ国町の農業は、低い農業生産性・高い兼業農家率という現状にあり、農業専業では担い手が残りにくく、高齢社会への加速が顕著に現れています。このままの状況が続けば、平成22年には、現在の販売農家数の約85%までに減少すると予想されます。

戦後の農業が食料増産に奮闘する一方で、農漁村の労働力は都市へと流出し、北海道農業は、機械化・省力化・規模拡大へと変革を遂げてきましたが、本町の農業構造は、戦後と同じ零細な経営形態で今日に至っています。また、近年の日本経済は、規制緩和からの自由競争・市場原理へと変化しましたが、本町の生産者は、農業者

から経営者への変革が進まず、取り残されている状況にあります。

このような状況の中で、農漁村には、人が少なくなり、かつて活気に溢れた村社会も衰退した姿が目につくようになり、産業としてまた集落として成り立たなくなる状況が目前に迫っています。

また、町内の多くの集落は、農業を基幹産業の一つとしており、農業が衰退すれば地域・町が崩壊する危険を内在しています。

農畜産物の価格低下・市場原理・貿易の自由化など農業関連情勢が大きく変わり、従前の反収向上・品質向上を中心とした生産振興対策だけでは、現状の問題解決には至らないと考えられます。このようなことから考えますと、農業の構造改革を断行し、斬新的・具体的な農業振興プランが必要とされる時はなかったと考えます。

また、農業の地域条件（自然条件・産業構造・生産方式・労働力構成・特色）を熟慮した独自性のある基幹作物の創出を再検討する必要があります。

農業が基幹産業であり農村集落が地域構造の基本単位の一つであることを再認識し、関係機関が農業の復興に対し、額に汗を流し全力を挙げ、あらゆる手段をこうじて農業の活性化に取り組んでいきます。

【漁業についての現状と基本方針】

上ノ国町の漁業は、イカ、マス、スケトウダラ等の回遊魚を中心として、漁家経営をしてきましたが、200海里の設定や資源の減少により漁獲量、漁獲高とも変動が激しく不安定な生産状況となっています。

このため、漁船漁業と養殖漁業の複合的経営の確立を図るため、海洋牧場において養殖漁業の核となるアワビの安定供給と、高品質化に向けた技術の確立と効率化など自主的な取り組みを続けています。

また、水産資源回復に向けた磯焼けの解消や、藻場の再生、漁場環境保全を目的とした排水処理施設整備の推進や、集落環境の整備も併せて行い漁港・漁場の一体整備を進めてきています。

国内外の漁業を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、新たに食の安全・安心に関する国民的な要請の高まりへの適切な対応が求められ、これらによる影響は本町水産業にも大きいものがあります。

また、輸入水産物の増大と国内水産物の競合や産地価格の低迷は、生産現場に対し大きな影響を及ぼしており、漁業者の減少と高齢化による漁業経営基盤の脆弱化と相まって、地域活力が低下しています。

このような厳しい情勢下において、水産資源の持続的利用と水産

業の健全な発展による水産物の安定供給を基本理念に、漁業部門に加えて加工、流通も含めた水産業全体を包括的に施策対象とする考え方が示されています。

しかし、一方では経済状況の悪化に伴う国・地方財政再建の方針により、水産業・漁村振興の一躍を担う水産基盤整備を含めた公共事業の縮減傾向が続いており、地域の実態に応じた多様な効果が見込まれる事業展開が求められています。

このような情勢の下で、水産物の安定供給と水産業及び漁業者の健全な発展を目指した漁業や漁村の将来像を実現させるために資源を活かしきる様々な施策を実行し、行政と漁業者がそれぞれの役目を互いに果たし協働体制を確立させ、漁業の活性化に取り組んでいきます。

第3 推進体制

1 推進の考え方

行財政改革計画を確実に実施するため、町広報等により町民に公開します。その際、年度ごとに目標を達成するよう、実施具体計画の項目に添って成果について検証を行い、進捗状況と達成度を的確に把握します。

さらに、計画自体の内容を再検討し、次年度以降の実施具体計画に反映させて計画の充実を図り、全ての職員と町民が協働体制をとり、改革の必要性和重要性を認識しながら一丸となって着実に実行していきます。

2 推進の方法

- ・ 行財政改革計画に基づき、予算編成に併せて改革工程表を作成し、計画的に推進し適切に進行管理を行います。
- ・ 行政評価制度、事務事業評価等の評価方法を確立した推進方法を検討します。
- ・ 行政を取り巻く状況の変化が多くなることが予想されるため、行財政改革計画を適宜見直ししていきます。

3 計画の推進体制

本計画の確実な実施と検証・見直しを実施するため、前述の組織機構概念図で位置づけしている政策担当部門が所管して改革の推進を図ります。

町民の代表等で組織する「上ノ国町行財政改革推進審議会」を設置し、町民の視点で意見や助言を求めていきます。

また、本計画に盛り込まれなかった次の項目については、今後課題等を調査、研究する新たな枠組みを設けて改革していきます。

【項目の一例】

事務事業のIT化戦略	行政評価制度の確立
湯ノ岱温泉活性化計画	上ノ国町物産館新設構想
財産徹底活用の検討	産業活性化構想
公共施設集約化及び利活用の検討	

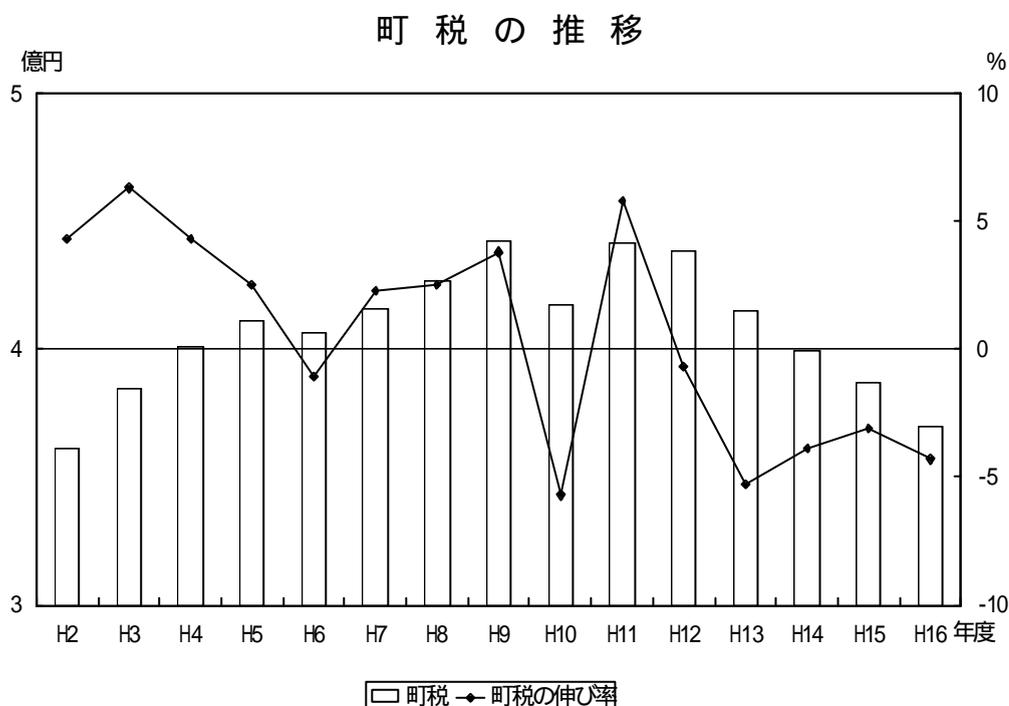
第2章 財政状況

第1 財政の現状

1 収支の状況

歳入

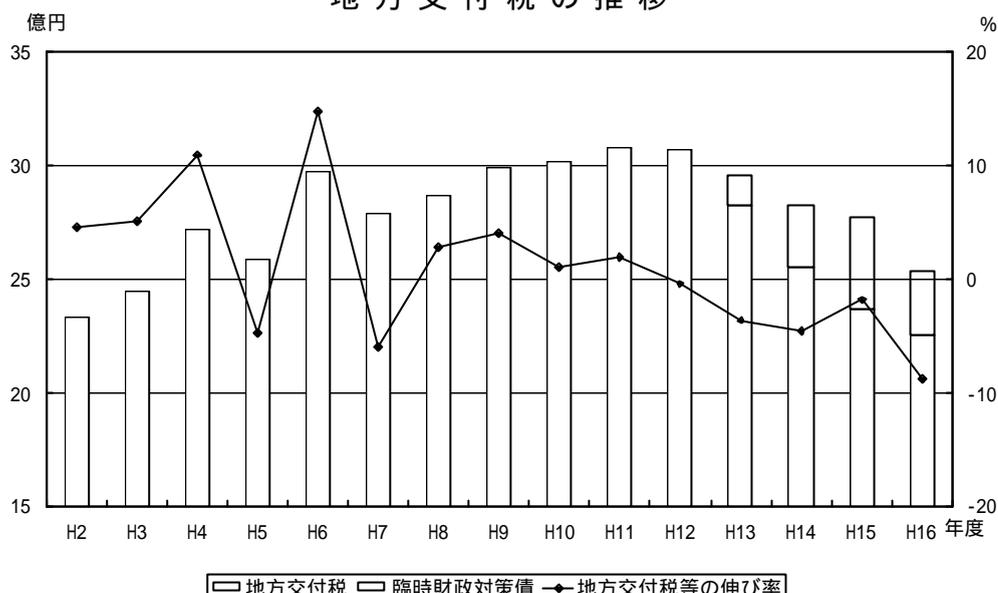
町税は、平成4年度に4億円台に到達し、その後も増収傾向で推移していましたが、長引く景気低迷により平成12年度からは、減収に転じ、平成14年度には4億円台を割り込み、今後も減収傾向にあります。



地方交付税は、歳入の5割以上を占めており、本町の財政は、この財源に依存している現状にあります。国の景気低迷により、交付税原資の法定5税（所得税等）が減収となり、国では財源確保のため特別会計借入金や国と地方が負担する臨時財政対策債により、その不足額を補てんしてきましたが、平成12年度以降は減少傾向にあります。

また、国の「三位一体改革」の下、平成13年度から実施された臨時財政対策債は平成18年度をもって廃止され、併せて地方交付税の抜本的な改正が平成19年度に予定されていることから、今後も尚一層の減少が続くものと予想されます。

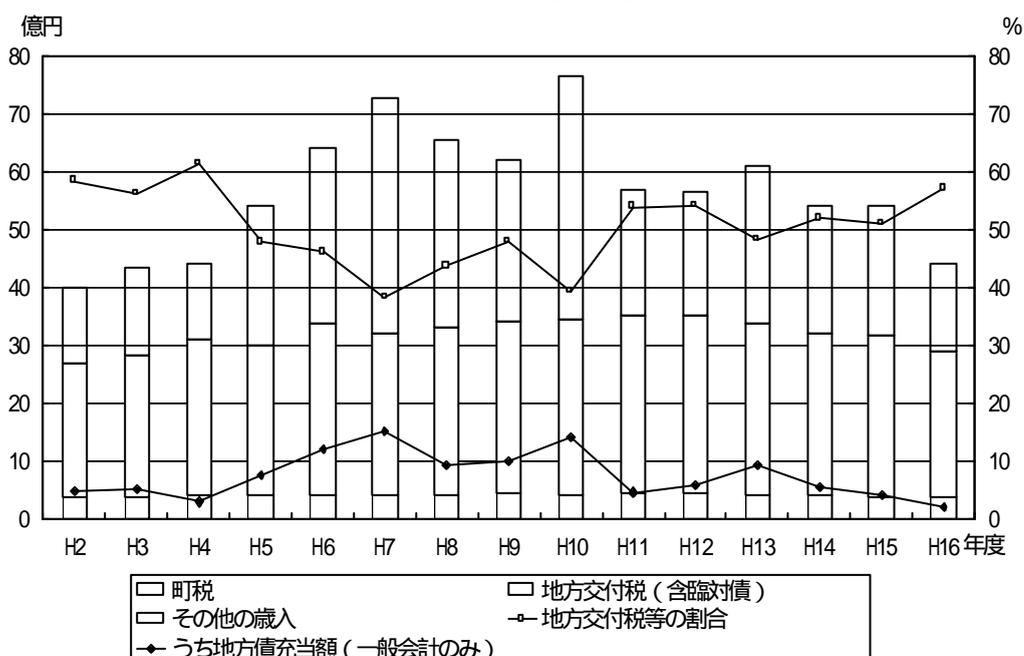
地方交付税の推移



町債は、この10年間に施行された大型投資事業の財源確保のため、毎年10億円以上の借り入れを行ってきました。この借り入れの償還が、現在の予算の硬直化を生む要因ともなったことから、今後は町債の発行を極力抑える必要があります。

以上のとおり、地方交付税は平成19年度の制度改正により大幅に削減されることが見込まれることから、この財源に大きく依存している本町の歳入は、大変厳しい状況にあります。

歳入の推移



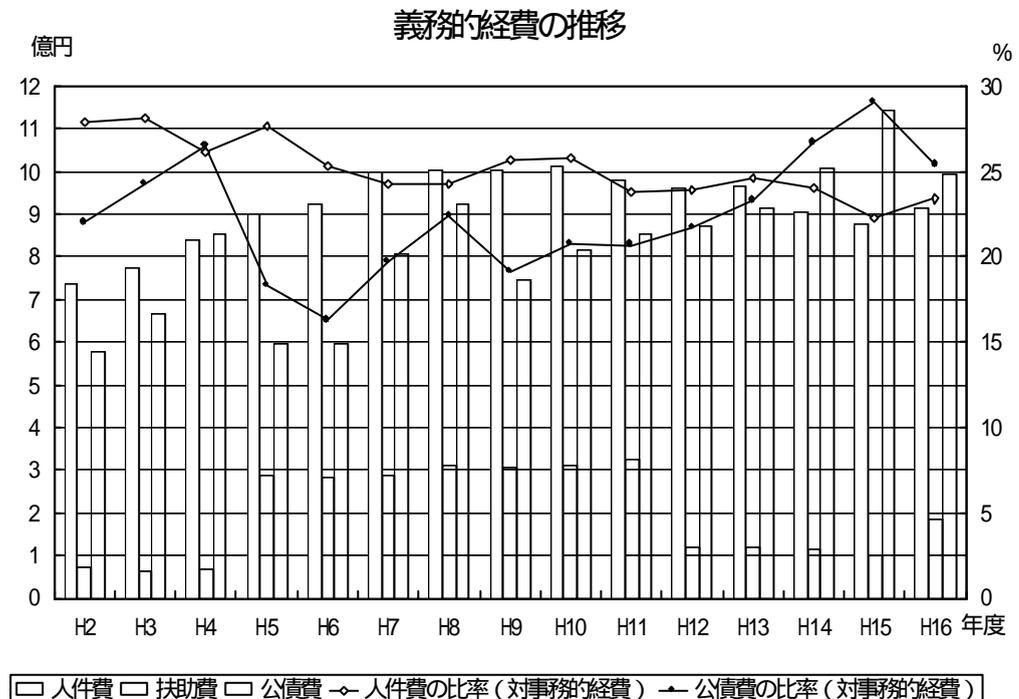
歳 出

人件費は、景気の上昇とともに増加傾向にありましたが、給与水準の見直しなどにより最近では減少傾向にあります。

扶助費は、介護保険制度の開始により減少しましたが、今後は高齢者人口の増加とともに増加するものと予想されます。

公債費は、平成5年度以降に借入れした町債の償還により、毎年1億円規模で増加していましたが、投資的事業の抑制により平成16年度以降は減少傾向に転じています。

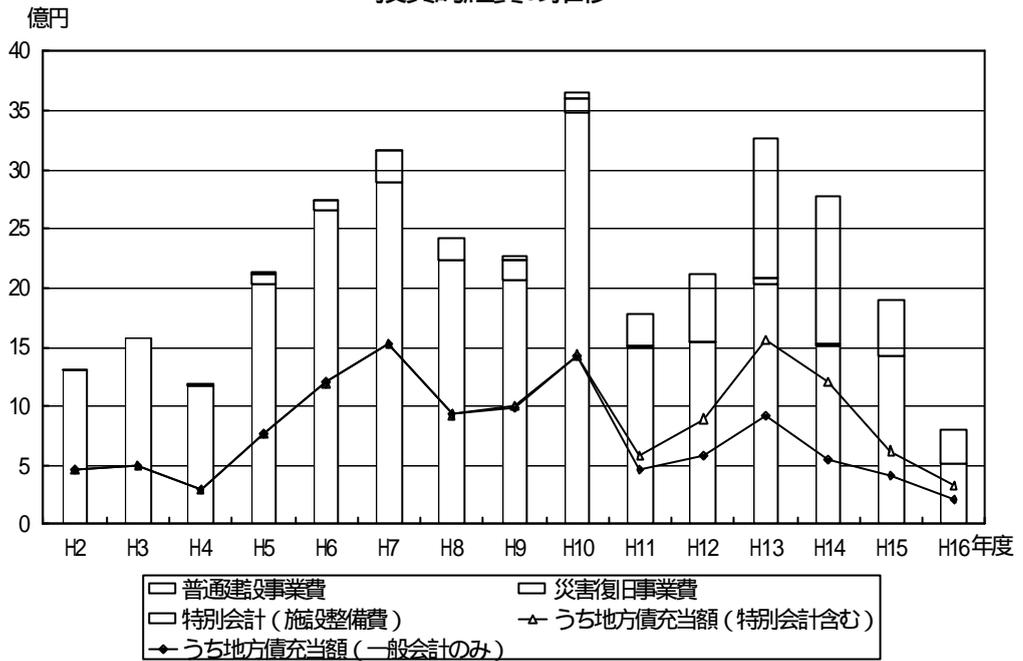
義務的経費の総額は、ここ数年間は20億円程度で推移していますが、義務的経費の増加は、予算の硬直化を招く要因ともなることから、今後も抑制に努める必要があると考えています。



投資的経費は、平成5年度頃から施設の老朽化に伴い公営住宅建替事業や小学校改築事業などの大型箱物事業を展開し、国の景気浮揚対策の一環と相まって集中的に実施してきました。しかし、事業の実施に伴い町債残高が増加し、後年度以降に公債費の増加を招き、今日の厳しい財政状況を迎える大きな原因となりました。

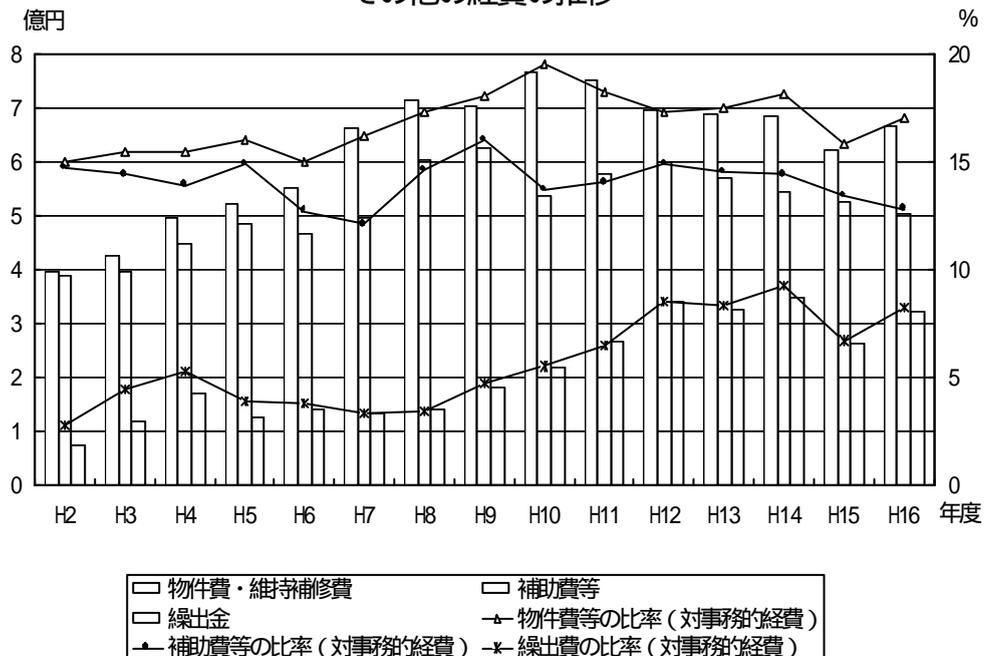
今後は、事業評価等により緊急性や必要性などを考慮し、事業を選択しながら実施する必要があります。

投資的経費の推移



その他の経費としては、
 物件費及び維持補修費は、平成5年度以降の大型箱物事業の整備により増加していましたが、経費削減により徐々に減少してきています。

その他の経費の推移

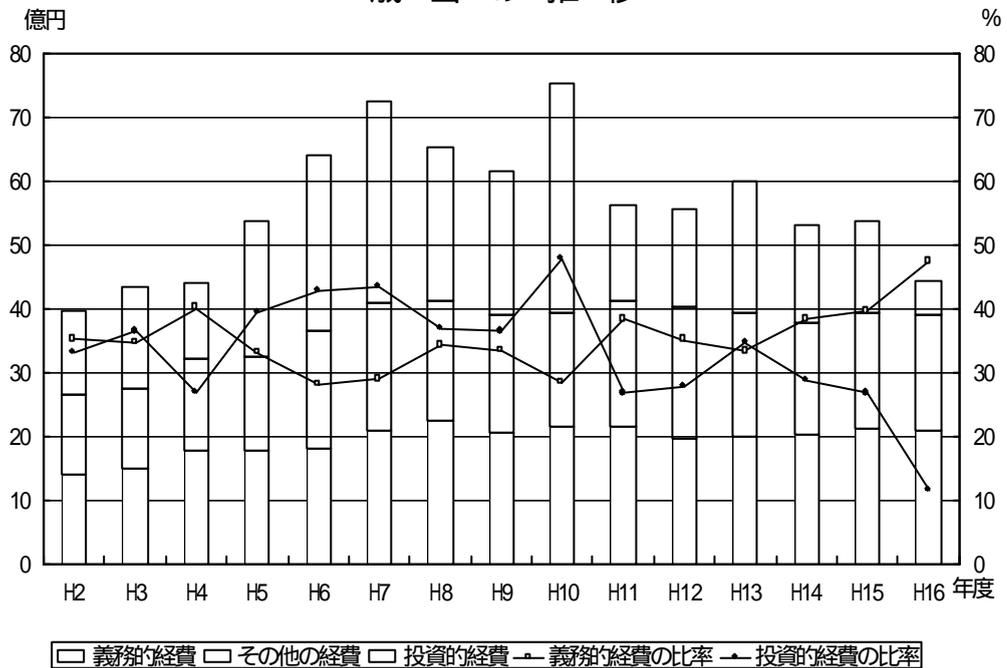


補助費等は、消防施設整備のための檜山広域行政組合への負担や塵芥処理場の建設に伴う南部檜山衛生処理組合への負担により増加していましたが、ここ数年は減少傾向にあります。

繰出金は、下水道整備事業のため借り入れした町債の償還が今後大幅に増加するほか、下水道加入世帯が伸び悩んでいることから、公共下水道特別会計等への繰出金がますます増加する状況にあります。

以上のとおり、歳出は、特別会計への繰出金が大幅に増加することから、義務的経費や投資的経費の抑制を図っていかねばなりません。

歳出の推移

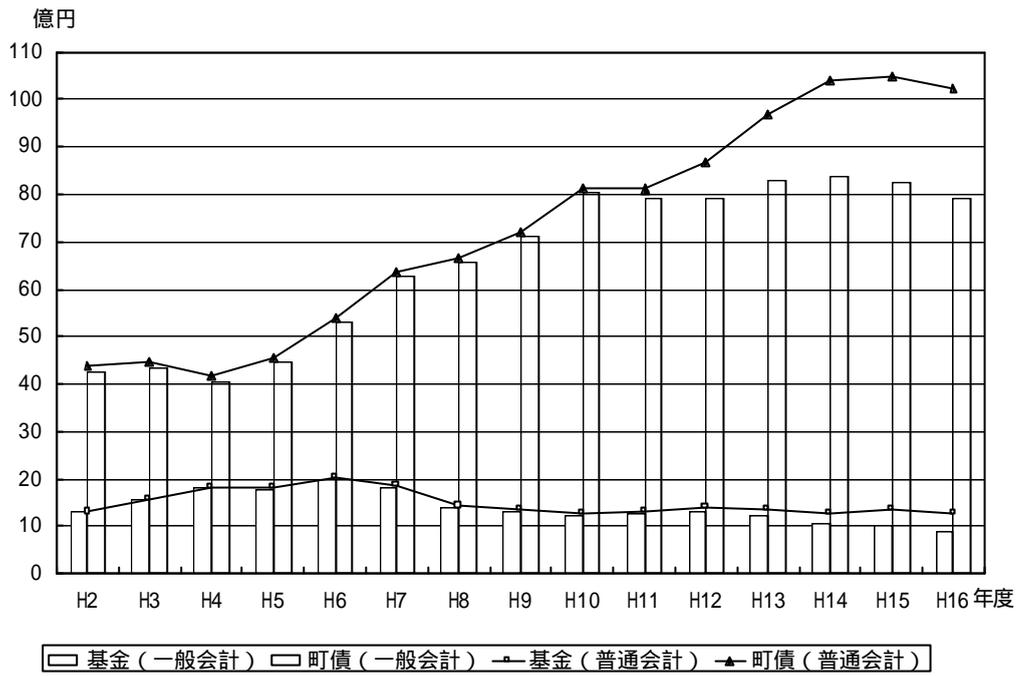


基金・町債

平成15年度末現在の一般会計における基金残高は、10億8百万円（特別会計を含む普通会計合計では、13億4千7百万円）、また町債残高は、82億5千5百万円（同104億7千5百万円）となっています。

平成16年に第4次上ノ国町総合発展計画実施計画の見直しを行い、町債の発行を抑制したことから、今後の町債残高は、減少傾向にあります。

基金・町債残高の推移



第2 計画期間内の財政見通し

1 推計の考え方

この財政シミュレーションは、町が現在（平成16年度）の標準的な行政サービスを供給した場合の財政状況を一般会計ベースで試算しました。

推計期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間としてあります。

基準額は、原則として平成17年度当初予算額としました。ただし、基礎データの一部は平成16年度決算額見込み額に基づく場合があります。

2 推計（財政シミュレーション）

平成17年度以降（5カ年間）の収支見通し

(単位：百万円)

区 分	H16 (見込額)	収 支 見 通 し					累 計	
		H17	H18	H19	H20	H21		
歳 入	町 税	370	373	371	370	369	367	1,850
	地方譲与税等	163	189	189	189	189	189	945
	地方交付税	2,256	2,252	2,233	2,080	2,016	1,971	10,552
	使用料・手数料	130	130	130	130	130	130	650
	国道支出金	373	267	278	303	323	420	1,591
	町 債	485	305	227	66	66	145	809
	臨時財政対策債	276	212	199	0	0	0	411
	その他	209	93	28	66	66	145	398
	その他歳入	647	222	215	207	202	202	1,048
	合 計	4,424	3,738	3,643	3,345	3,295	3,424	17,445
歳 出	義務的経費	2,092	1,954	1,964	1,902	1,803	1,733	9,356
	人件費	915	906	914	895	855	812	4,382
	扶助費	183	166	166	166	166	166	830
	公債費	994	882	884	841	782	755	4,144
	投資的経費	512	331	176	226	245	435	1,413
	その他の経費	1,820	1,573	1,621	1,659	1,679	1,677	8,209
	物件費	561	554	554	554	554	554	2,770
	維持補修費	106	104	104	104	104	104	520
	補助費等	501	458	463	472	459	451	2,303
	繰出金	322	341	385	413	447	453	2,039
その他	330	116	115	116	115	115	577	
合 計	4,424	3,858	3,761	3,787	3,727	3,845	18,978	
歳入歳出差引額	0	120	118	442	432	421	1,533	
H17～H21累積収支		120	238	680	1,112	1,533	基金繰入後	
基金年度末残高	897	878	865	860	859	859	674	
町債年度末残高	7,925	7,507	6,992	6,346	5,746	5,240		

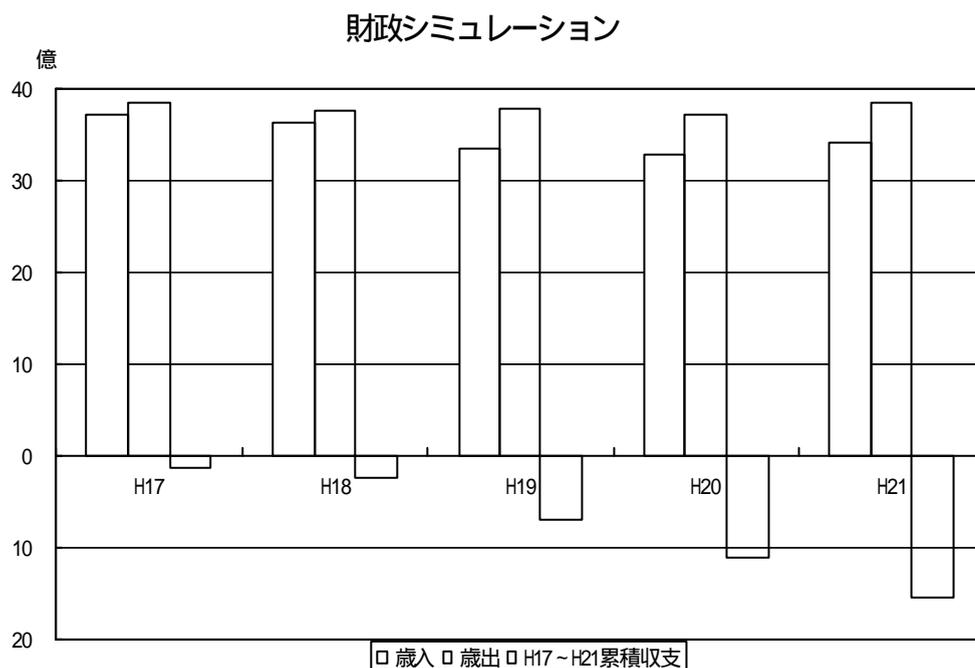
3 推計の結果

これまでと概ね同水準の行政サービスを継続する場合、単年度収支額は平成17年度に1億2千万円、平成18年度に1億1千8百万円の赤字収支となり、更に平成19年度以降には地方交付税の大幅な削減にともない毎年度4億3千万円前後の赤字収支で推移することとなり、平成22年度には赤字債権団体に転落します。

推計期間（平成17年度～平成21年度）の5ヵ年間における歳入累計額は174億4千5百万円、歳出累計額は189億7千8百万円となり、累積収支は15億3千3百万円の赤字収支となります。

これに基金保有額8億5千9百万円の繰り入れを行っても、累積収支6億7千4百万円の赤字（年平均1億3千4百万円）が生ずることとなります。

今後は、歳入の大幅な増収を見込める要素がないことから、毎年度2億円を超える歳出の削減策を講じなければ、町の財政運営は成り立たないことが浮かび上がってきます。



推計の方法

区 分		説 明
歳 入	町 税	平成 1 7 年度当初予算額 × 伸び率
	地 方 交 付 税	公債費償還相当分は、今後の償還見込みにより算定 それ以外は、前年度比 2 % 削減。ただし、平成 1 9 年度は同比 1 0 % 削減で算出
	国 庫 支 出 金	原則として歳出に合わせて計上
	町 債	
	臨時財政対策債	地方財政計画に基づき推計
	その他の町債	歳出に合わせて現行の充当率で積算し計上
	そ の 他 の 収 入	平成 1 7 年度当初予算と同額計上
歳 出	人 件 費	定員管理計画に基づき積算し計上
	公 債 費	既借入償還分は償還台帳に基づき計上 今後の起債償還分は、年利率 2 % で積算し計上
	投 資 的 経 費	上ノ国町総合発展計画に基づき計上
	繰 出 金	各特別会計の収支見通しにより推計
	そ の 他 の 経 費	平成 1 7 年度当初予算額で同額計上

第3章 実施計画

第1 行政改革

1 事務事業の改善

(1) 事務事業の整理合理化

これまでの慣行や前例にとらわれることなく、新たな行政課題を的確に把握し、簡素で効率的な行財政運営を図り、町民のサービス向上を目指します。

ア) 行政評価の導入

行政評価については、客観的に判断することが重要なことから、平成17年度に検討し、平成19年度より本格的に実施します。

イ) アウトソーシング(外部委託)の導入

外部委託の実施が適当な事務事業の選別を行い、これらの事務事業について適正な管理監督のもとに行政責任の確保、住民サービスの維持向上等が図られることに留意しつつ、積極的に民間委託等を推進します。

ウ) 各種審議会等の見直し

これまでも見直しを図ってきましたが、平成18年度までにすべての審議会等について見直しを行い統廃合します。

(2) 規制緩和の推進

申請書等については、住民負担の軽減、行政事務の簡素化の観点から省略、簡素等の見直しを図るとともに、手続きについても簡略化や処理日数の短縮化等、町民サービスの向上を図ります。

ア) 各種申請書の押印省略

各種申請書の書類等で申請者等の押印について、省略可能なものについては順次実施します。

イ) 申請書添付書類の簡素化

各種申請書に添付する書類については、極力簡素化し申請者の負担軽減を図ります。

ウ) 備品購入先の緩和

従前より実施してきました町内業者からの優先購入について、物品の種類によっては町外業者からの購入も可能とします。

(3) 事務処理の改善

行政事務の効率化と住民サービスの向上を目指した改善を進めて行きます。

ア) 職員の身分表示(名札表示)

町民が対応している職員を容易に確認できるようにするため、課名、職名を入れた大きめの名札を作製し、着用の徹底を図ります。

イ) ペーパーレス化の推進

各会議や打ち合わせ等においては、極力ペーパーを少なくし、メールやデータの共有を活用します。

ウ) 公文書の公印省略

従来から書類等に押印している公印を、省略できるものを区分し、事務処理時間の短縮を図ります。

(4) 予算管理方法の見直し

限られた予算の中で増大する行政需要に対応するため、経費全般について徹底的な見直しを行い、節減合理化を図るとともに予算の厳正な執行に努めます。また、重点施策には別枠で予算を配分する方式を採用します。

ア) 予算執行の適正化

年度末の予算消化を改善し、予算の厳正執行を図ります。

イ) 予算編成システムの新たな確立(重点施策への別枠予算配分)

将来の町を見据えた産業基盤強化のための政策予算については、別枠で予算を配当します。

2 職員能力の開発、活用

(1) 職員研修の充実

事務の高度化並びに多様化する行政需要に対応し、地方分権の推進により、今後ますます必要となる説明能力、政策形成能力、創造的能力、法務能力等更なる向上を図るため、長期と短期の自主研修制度を確立し、併せて民間や公的研修機関への参加制度を確立し、意欲と能力を合わせもった人材育成を進めます。

ア) 職員の自主研修の確立(長期、短期)

現在、実施している研修を長期、短期に分類し、柔軟な研修機会を与えるため、5ヶ年計画を作成し実施していきます。

イ) 研修所等の参加制度(教育プログラムの実施)

民間企業や公的団体の研修機関を活用する研修プログラムを作成し、職員の参加を促します。

(2) 地区担当制度等の充実強化

町の活性化の基礎となる町内会活動をより活発化し、地域住民が生まれ育った郷土に誇りと愛着を持てるよう、自治会への支援強化を図ります。

ア) 自治会活動の活性化

平成15年度から地区担当制度導入により自治会の活性化を図ってきましたが、今後も更なる活性化を促進します。

イ) 自治会への支援

財政的支援だけでなく、人的協力支援を強化していきます。

第2 財政改革

1 歳入の確保

(1) 収納率の向上

町税の収納率は、平成15年度決算で82.8%（国保税を除く）と前年比0.6ポイント増加したとはいえ、全道的にも管内的にもかなり低い状況です。

これは、現年度分では96%以上で推移していますが、長引く景気の低迷を受け滞納繰越分の収納率が10%以下であり、その金額が平成15年度では約1億3千6百万円（国保税含む）に増加しているところが大きいです。

したがって、さらなる課税対象の正確な把握と確実な徴収に努めます。特に滞納分の徴収については、町民の不公平感を解消する上でも重要であり、差し押さえ等により厳しく対処していきます。また、町税以外の水道使用料、国民健康保険税、住宅料、保育料などについても収納率の向上を図ります。

なお、収納率の向上には徴収体制の強化・充実が必要なことから、組織機構改革において徴収対策室を設置します。

これにより、知識と経験をもつ職員の配置や口座振替制度の利用率向上により確実な収納を図ります。

ア) 町税の徴収対策

町民税、固定資産税などの収納率を向上させるため目標値を定めるとともに、関係課等との連携強化により滞納者対策を考えます。

また、納付しやすい環境整備のためコンビニなどでの納付を検討していきます。

イ) 住宅料、保育料の収納対策

住宅料、保育料の期限内納付を促進するため具体的な対策を講じます。

また、連帯保証人制度の強化を図り、収納率向上を目指します。

ウ) 貸付金の償還対策

貸付金の償還について、返済が滞らないような対策を講じます。

エ)口座振替の推進

住宅料、保育料の収納率向上のため、口座振替を継続して推進します。

オ)行政サービス制限条例の制定

納税者の不公平感をなくすため行政サービス制限条例を制定します。

(2) 受益者負担の適正化

公共施設の使用料については、社会経済情勢の推移にかなった適正な料金設定を行い、受益と負担の公平性を確保します。

また、下水道加入の促進や各種講習会等の参加料徴収などにより受益者の負担適正化を図っていきます。

ア)公共施設使用料の見直し

町営住宅及び教員住宅、体育施設、その他公共施設等の使用料を適正な料金に改正します。また、併せて減免条項の見直しも図ります。

イ)下水道加入の促進

下水道加入率向上のため、年度ごとの目標数値を含めた計画プランをたて促進していきます。

ウ)各種講習会等の参加料徴収

町主催の講習会やセミナー、教室等の開催においては、資料代等に見合う参加料を徴収します。

(3) 町有財産の処分

ハンノキ地区宅地分譲地の早期処分と遊休資産（動産、不動産）の売却について、販売プランを立て積極的に進めていきます。

ア)ハンノキ地区分譲地の売却

平成21年度までに全50区画の売却を完了します。

イ)遊休資産等の処分

町が将来的に使用しないと見込まれる不動産等については、積極的に処分し、財源の確保に努めます。

2 歳出の削減

(1) 人件費の削減

行政需要、業務内容に見合った効率的な行政運営を行うため、人件費の削減に努めます。

なお、当面の人件費削減のため、特別職報酬の削減及び職員給料や各種手当の凍結を一定期間実施します。

併せて、フレックス制の導入についても平成17年度中に検討し、人件費の抑制に努めていきます。

ア) 定員適正化計画の策定と公表

年度当初に職員適正化五箇年計画を策定し、公表します。

イ) 常勤特別職報酬の削減

町長以下四役の報酬を一律5%削減します。

ウ) 常勤特別職期末手当の削減

町長以下四役の期末手当を1.4ヶ月分削減します。

エ) 非常勤特別職報酬の削減

非常勤特別職の報酬を一律10%削減します。

オ) 議員報酬の削減

議員の報酬を一律5%削減します。

カ) 議員期末手当の削減

議員の期末手当を1.4ヶ月分削減します。

キ) 職員給料の一部凍結

職員給料の5%相当額を一律5年間に亘り凍結します。ただし、平成20年度以降については、財政状況により見直しを行います。

ク) 手当役付加算額の全額凍結

平成15年度から暫定的に実施していた期末勤勉手当加算額の一部凍結を、平成17年度以降5年間に亘り全額凍結します。ただし、平成20年度以降については、財政状況により見直しを行います。

ケ) 管理職手当の一部凍結

管理職員に支給する管理職手当を平成17年度以降5年間に亘り一律2分の1凍結します。ただし、平成20年度以降については、財政状況により見直しを行います。

コ) 時間外勤務手当等の削減

時間外及び休日勤務をした職員に対して、週休日の振替及び代休日の指定により、時間外勤務手当等の削減を図ります。

サ) 寒冷地手当の削減

平成16年度人事院勧告に準拠した削減を図ります。

シ) 特殊勤務手当の凍結

平成15年度から暫定的に実施していた特殊勤務手当の一部凍結を、平成17年度以降5年間ににおいても継続します。ただし、平成20年度以降については、財政状況により見直しを行います。

ス) 職員等人件費削減に伴う共済費、負担金の減額

職員及び議員に係る人件費の削減に伴い共済組合等への負担金が減少します。

セ) フレックス制の導入

職務上、夜間勤務や早朝勤務が必要となる職場等については、勤務時間帯をスライドさせるフレックス制を導入することにより、労働時間の縮小及び人件費の抑制を図ります。

(2) 物件費の削減

消耗品費、光熱水費、燃料費、通信運搬費等については、職員の節約意識で十分削減が図られることから、ファイル等の再利用やコピー用紙の裏面使用や両面コピー、両面印刷を徹底します。

また、節電・節水の強化、燃料費・郵便料の節約等により経費削減を図ります。

事務用品については、原則未購入とし、デスクワーク用品は個人負担とします。

旅費については、道外への出張は控え、宿泊を伴う出張は原則一人とし、日帰りは極力公用車を使用するなど旅費総額の削減を図ります。

ア) 賃金の削減

臨時職員の削減は、現在計画的に実施していますが、職員でできる部分は職員で対応する方針で、事業の見直しも考慮した全業種にわたる臨時職員の大幅な削減を図ります。

イ) 旅費の見直し

道外への出張は極力控え、宿泊を伴う出張は原則一人とし、日帰りは極力公用車を使用します。また、旅費自体の在り方についても実費支給など、必要最小限とする方法を検討します。

ウ) 消耗品費の削減

事務用品は一元管理を行い、必要最小限に抑えます。

コピー用紙については、両面コピーと両面印刷を基本とし、裏面が使える用紙は再利用します。なお、10枚以上は印刷機を使うと共に、用紙はA4に縮小し節約を図ります。

また、デスク用事務用品については、各自で用意します。(マイボールペンなど)。併せて庁舎内全般に関わる消耗品(トイレのペーパータオル等)についても廃止で検討します。

エ) 光熱水費等の縮減

公共施設全般に亘り電気代、燃料代の節約を徹底します。

オ) 役務費の縮減

一括郵送やメール、手渡しなどにより、一層の郵便料金の節約を図ります。

カ) 備品購入費の削除

新規パソコンの購入は、当面行わず修繕等で対応します。

キ) 新規公用車の購入抑制

公用車は順次廃車し、職員の自家用自動車を公用車として借用する制度の推進を図りながら、新規公用車の購入を抑制します。

ク) その他物件費の削減

これまでに掲げた項目以外に削減が可能なものについては、随時見直しを行った上削減します。

(3) 維持補修費の削減

町有施設の維持管理費及び維持補修費を縮減するため、新組織機構の中で予算を一元管理します。

ア) 施設維持管理費の縮減

町有施設の維持管理費を段階的に縮減していきます。

イ) 維持補修費の縮減と予算の一元管理

修繕、委託、原材料の一部の維持補修費を縮減し、新組織機構の中で予算を一元管理します。

ウ) 施設の整理合理化(統廃合)

公共施設全般に亘り整理合理化のため見直しを図り、統廃合の検討を行います。

(4) 補助費等の削減

各種団体等への補助金については、経費負担の在り方等を精査の上、初期の目的を達成したものなどについては終期の設定をするなど、団体が将来的に自主運営できるよう、補助金や負担金等を段階的に削減していきます。

ア) 各種委員への謝礼等の削減

各種委員等に支給されている報償費については、削減で検討します。

イ) 各種団体への補助金、負担金等の削減

平成17年度に10%程度の削減を行います。今後においても随時見直しを図ります。

ウ) その他負担金等の削減

これまでに掲げた項目以外に削減が可能なものについては、随時見直しを行った上削減します。

(5) 繰出金、貸付金の縮減

ア) 特別会計への繰出金の縮減

各特別会計は、自己資金(使用料等)にて運営できるように料金等の改正や加入者の促進を図り、一般会計からの繰出金を縮減します。

イ) 各団体等への貸付金の縮減

各団体等に対する貸付金を縮減します。

(6) 公債費の削減

ア) 起債の抑制

町債残高の高騰は、公債費の増加を招き、財政運営の硬直化を引き起こす要因となります。

このため財政指標などにより計画的な借入れを行うとともに、最も有利な起債を模索します。

実施計画書（年度別）

重点事項	項目・内容	実施年度				
						21
歳出の削減	(2) 物件費の削減					
	ア 賃金の削減					
	イ 旅費の見直し					
	ウ 消耗品費の削減					
	エ 光熱水費等の縮減					
	オ 役務費の縮減					
	カ 備品購入費の削減					
	キ 新規公用車の購入抑制					
	ク その他物件費の削減					
	(3) 維持補修費の削減					
	ア 施設維持管理費の縮減					
	イ 維持補修費の縮減と予算の一元管理					
	ウ 施設の整理合理化(統廃合)					

(注) 「 」：実施済
「 」：内容検討（見直し）
「 」：経過実施（一部）
「 」：期限付実施
「 」：本格実施（全部）
「 」：継続実施
「 」：事業完了（予定）

第3 組織機構改革

1 組織再編の方針

組織として総合力を高められる組織

- ・ 情報の一元管理及び共有化を図り、相当な事務効率が可能となる組織とします。
- ・ 政策を全職員が共通認識し、同じ方向で施策・事務事業を遂行できる体制とします。
- ・ 専門分野を、より中心に行える質の高い組織とします。

経営感覚も視野に入れた組織

- ・ 経営的観点を導入した政策決定を行い、社会変化に柔軟に対応できるスクラップ・アンド・ビルドの原則を進め、重要政策を迅速、かつ的確に意思決定し実行できる組織とします。

住民ニーズの多様化、かつ複雑化に対応できる組織

- ・ 類似業務や事務関連性が高い分野の一元化と予算の一元化を図ることで、無駄な予算支出の抑制と事務効率が図られます。
- ・ 情報の一元化をすることができ、住民のニーズを的確に捉えた、効率性のある組織が可能となります。

庁内分権と柔軟な組織形態が可能な組織

- ・ グループ制を導入することにより、課の事務事業の情報の共有化、事務量配分の合理化と職員の流動化及びフラット化、意思決定のスピード化等々を図ります。
- ・ 事業単位で柔軟に職員を担当課長が配置できるシステムとします。

2 各部門の基本的な考え方

各部門の位置づけ

「第1章基本方針」に記載している「組織機構の概念図」(頁参照)と各課等との関係は次のとおりとします。

政策担当部門	- - - - -	政策室
内部管理部門	- - - - -	総務課
外部管理部門	- - - - -	施設課
住民対応部門	- - - - -	住民課
産業振興部門	- - - - -	産業課

各部門の役割

政策担当部門(政策室)

町の重点政策を検討し、位置づけするとともに、住民ニーズに応えながら効率的な施策を行うために、各課で企画立案した施策事業などにズレが生じないよう各課の調整を行います。

また、助役が室長を務めることにより、調整役としての強いリーダーシップが発揮されます。

各課での企画が困難な施策事業などについて、担当課と連携しながら、独自に調査・研究を行い、実践可能な施策事業に立案し、担当課に提供します。

内部管理部門(総務課)

人事管理及び財政に関することや庁舎内に関する管理全般を行います。

外部管理部門(施設課)

町有施設などを一括管理し、効率的な施設整備を行う役割を担います。

住民対応部門(住民課)

住民への窓口業務を一元化することにより、1箇所申請等の手続きが可能になり、行政サービス向上に繋がります。

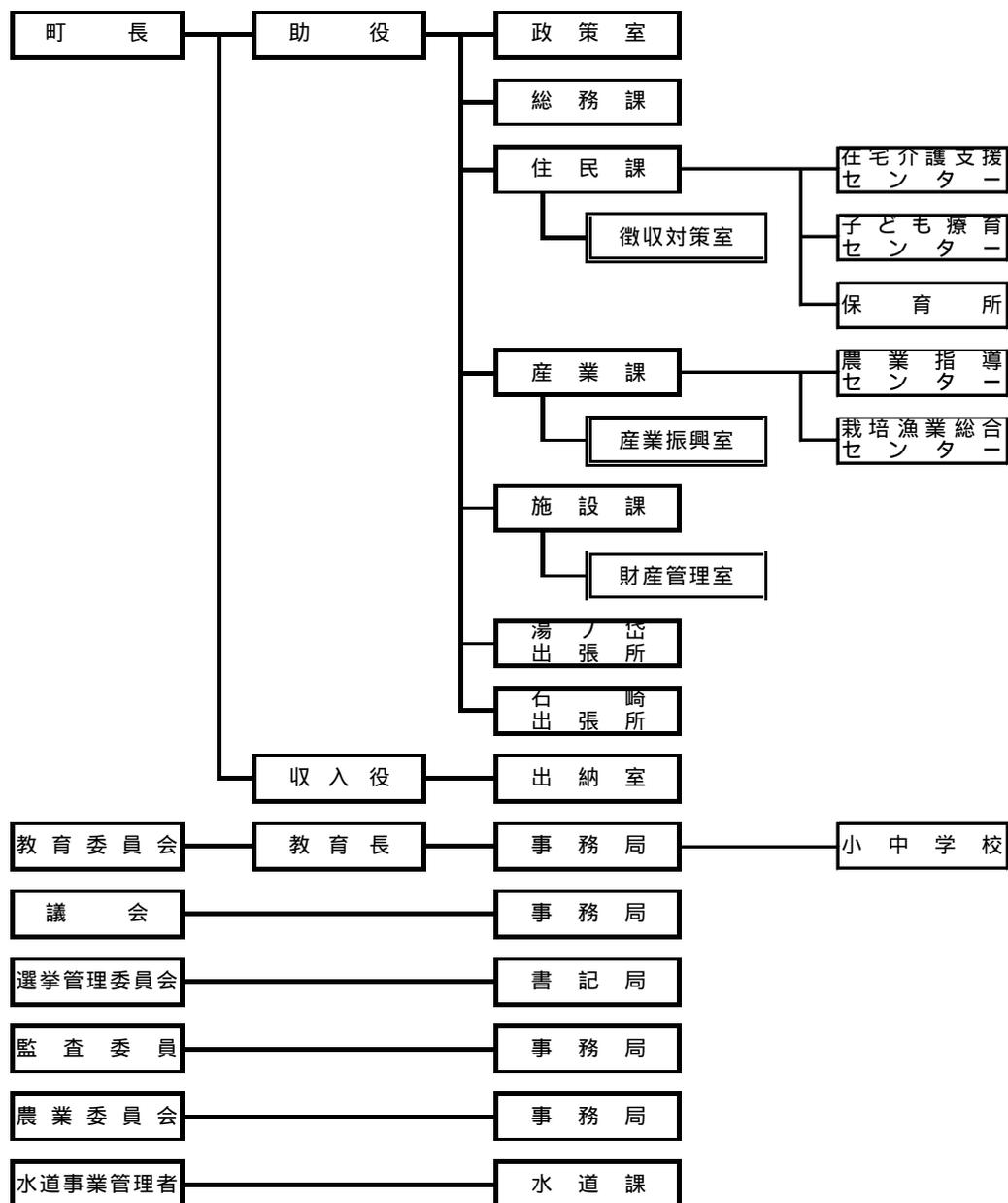
更に、関連事務の情報の一元化により、相当な事務効率向上が見込まれます。

産業振興部門(産業課)

産業は、基本的な部分是一緒であり融合させながら、専門的な部分のみの計画実施ができるよう配慮し海・山をリンクし総合的な産業育成を図ります。

3 組織機構

組織機構図



組織機構は、町長部局においては現在（平成16年度末）の9課2出張所を4課1室2出張所に再編します。また、当面の重点課題を処理するため、必要な室を設置します。

議決機関を含む各行政委員会については、課を廃止し、事務局体制とします。

なお、組織機構の再編は、速やかに実施します。

課（室）の事務分掌

課の事務分掌については、別に定めます。

議決機関を含む各行政委員会については、今後職員数の削減を図らなければならないことから、町長部局職員との併任を進めていきます。

なお、当面の課題処理のため設置する室の内容は、次のとおりとします。

徴収対策室

- ・ 徴収事務の効率化を図るために町税及び保育料、貸付料などの徴収体制の一元化を行い、収納率向上を図ります。
- ・ 専門知識を習得し、滞納処分などの徴収強化策を実施します。

産業振興室

- ・ 農業振興策・漁業振興策を独自に行い、振興に関することを専門に取り扱います。併せて栽培センター・農業指導センターの運営を行います。

財産管理室

- ・ ハンノキ地区宅地分譲地の販売促進や下水道接続世帯の加入促進を図ります。
- ・ 町内の施設管理を一元化し、効率的な管理体制の整備を図ります。

グループ制の導入

今までの係制は責任・権限が明確である反面、組織が固定化し、課や係の間に仕切りが出来ることから、これを廃止し、グループ制を導入します。

グループ制は、事務事業の執行に対して柔軟に対応でき、事務配分の合理化と職員の流動化が図られます。また、係制にある係間の壁も取り払われ、複数の職員による共同作業が可能となります。

職名の変更

職員の職名は、次のとおりとします。

機関別	組織	職名	職務	現行職名
本庁	課及び室	課長 参事 室長	上司の命を受け、課（室）の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督します。	課長 室長 主任技師
		参与	上司の命を受け、特命事項を掌理する。	参与
		主幹	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務を処理する。	課長補佐 次長 主幹
		主査	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事する。	係長 主査
出先機関	出張所	所長	上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。	所長
		主査	上司の命を受け、所管の事務に従事する。	次長
	事業所	所長 館長 センター長	上司の命を受け、事業所の分掌事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。	
		副所長 副館長 副センター長	上司を補佐し、事業所の分掌事務を処理します。	所長 館長
		主査	上司の命を受け、事業所の分掌事務に従事する。	センター長 次長 副所長 副センター長

出張所所長及び事業所所長、館長、センター長は、本庁課長相当職とし、事業所副所長及び副館長、副センター長は、本庁主幹相当職とし、出張所主査及び事業所主査は、本庁主査相当職とします。
なお、主事ほかについては、従前のとおりとします。

第4 産業基盤の強化

1 産業基盤の整備

上ノ国町の重点政策を「農業、漁業で喰えるまちづくり」と位置づけ、農業・漁業に関する活性化の具体的な計画を策定する。

なお、目標と実施期間を次のとおり明確に示します。

【目標】

- ・ 農業生産額を7億円から10億円へ
- ・ 漁業生産額を7億円から10億円へ

【実施期間】

- ・ 5年以内（平成17年度から平成21年度）

(1) 農業所得の向上対策

新たな営農類型で生産構造改革の実施

本町の農業は、戦前と同じように依然として稲作地帯であり、構造改革を成功させた町をみますと、野菜・畜産産地への変貌をいち早く成し遂げ、産地として確立しています。これから稲作地帯として水稲作付面積を拡大して上川・空知管内を目指しても余り意味があることではないと考えます。気候風土や立地条件に適應した新しい技術を導入し生産構造を早急に改善しなければなりません。

推進する類型の特徴は、専業類型、大規模・法人類型、新規就農者（高齢者・2種兼業）の3群からなっており自分の経営規模に合わせ、経営を選ぶことができるように設定します。また、将来農家戸数が減少することから新規就農者の参入を柱とします。新規就農類型は、新規就農者・Uターン者・高齢者・2種兼業者などの能力に合わせ経営を選ぶことができるように設定します。

新しい技術の導入や組織のシステム化で農業の立て直し

現在作付されている水稲、キヌサヤエンドウ、馬鈴薯、大豆等の作物だけでは、発展的な農業を営む所得を確保することが難しく「新たな作物」の導入により産業として成り立つ農業の立て直しを

図る必要に迫られており次の戦略で経営改善を進めます。

- ・キヌサヤエンドウの共同選別を強化し、品質強化及び生産者の労働力の軽減を図り、天候に左右されない安定的な収入が得られる施設園芸の新たな作物の導入を図り団地化栽培を実施します。
- ・水稻の直播栽培及び無人航空防除などにより省力大規模栽培集団及び集落営農を組織し、高齢化や生産手段の再投資困難な経営体を引き継ぐ請負耕作及び機械等のコントラクター事業を実施し、土地利用型作物の輪作体系の確立を目指します。
- ・地域農業を引率するリーダーの育成を図り、将来的に流通を生産者自ら実施する組織の育成を図ります。

農業経営形態の転換

現況の農家の作付け形態は、水稻単作・水稻＋畑作＋野菜・水稻＋野菜・野菜单作の4タイプに分けられますが、5年後の推奨類型は構造改革の実現により水稻＋畑作＋野菜・水稻＋野菜・野菜单作・法人の4タイプにします。

高収益作物の奨励

農業構造改革の実現により、水稻作付面積をできるだけ維持しつつ、野菜の比率を増大し、その主要作物をキヌサヤエンドウ、立茎アスパラガス、高設いちごとし、高収益野菜生産を行います。

(2) 水産業所得の向上対策

漁業環境保全と循環型社会への対応

陸地開発を目的とした環境への負荷により、漁場環境の悪化が懸念され磯焼け等による漁業に大きな影響が出ています。

そのため環境保全に関わる流域全体の環境改善が課題となっていることから、漁業者を中心とした森運動の創設や支援を積極的に展開し、森・川・農・海の環境を一体と捉えた環境保全活動を推進していきます。

また、漁獲から加工までの各段階で発生する水産系廃棄物の処理は、効率的な利用やリサイクルを進める循環型社会と資源再生に有用と考えられることから強力に取り組んでいきます。

つくり育てる漁業の推進

天然資源の枯渇が心配される本町の漁業振興にとって、つくり育てる漁業の推進は、生産の中核である漁船漁業を補完する重要な役割を担っております。

漁業生産組合による漁業者自身の意識改革と受益者負担による養殖栽培が実践されていますが、更なるコストの削減と需要の拡大による増産と新たな魚種への事業展開により、経営基盤の強化とともに高収入化に向けた高品質、高価格「上ノ国ブランド」の確立を図っていきます。

また、港の周辺の水域を利用した増養殖を考え、藻場が形成されやすい構造を持つ沿岸構造物の整備と、管理型漁業の推進により漁業者自らが種をまき・育て・収穫につなげ、漁場回復と漁場造成が漁業生産の拡大を図れるようあらゆる施策を試みます。

水産物の付加価値向上と供給体制の整備

国内の水産物需要の頭打ち、最近の魚価低迷の傾向は、漁業経営の悪化の大きな要因となっています。

漁獲から加工出荷に至る生産体制の確立を押し進め、消費者に対する食の安全・安心をPRする生産履歴（トレーサビリティ）など、消費者指向を的確に捉えた水産加工品を開発し町内他産業との連携を図りながら、ブランド化などの産地の努力や地産地消・直販を増やすための情報発信など、内発的な産業おこしに向けた自営事業者の育成を行うと共に支援体制の強化に向けた整備をしていきます。

第4章 財政効果

第1 改革実施による財政効果

1 財政効果額の状況

前章の「実施計画」を実行することにより、平成17年度から平成21年度までの5カ年間で、

歳入	1億8千1百万円
歳出	10億1千0百万円
合計	11億9千1百万円

年度別では、

平成17年度	2億1千1百万円
平成18年度	2億4千3百万円
平成19年度	2億5千2百万円
平成20年度	2億4千9百万円
平成21年度	2億3千6百万円

の財政効果が見込まれます。

行財政改革計画実施による年度別財政効果額

(単位:百万円)

区 分		財 政 効 果 額					累 計
		H17	H18	H19	H20	H21	
歳入	町 税	7	8	8	8	9	40
	使用料・手数料	5	9	10	10	11	45
	その他歳入	18	22	21	23	12	96
	計	30	39	39	41	32	181
歳出	義務的経費	76	80	82	77	74	389
	人件費	76	80	82	77	74	389
	その他の経費	105	124	131	131	130	621
	物件費	43	46	50	51	51	241
	維持補修費	24	29	30	30	30	143
	補助費等	33	44	45	44	43	209
	繰出金	4	4	5	5	5	23
	その他	1	1	1	1	1	5
	計	181	204	213	208	204	1,010
合計	211	243	252	249	236	1,191	

2 財政効果額の内訳

(1) 性質別歳出削減額

性質別内訳で削減が最も大きい項目は、人件費（職員給与等）の3億8千9百万円で、次に物件費（燃料代など）の2億4千1百万円、補助費等（団体等への補助金）の2億9百万円と続いています。

なお、人件費については、特別会計職員の人件費削減分2千3百万円が繰出金に、消防職員の人件費削減分6千5百万円が補助費等に、それぞれ含まれていることから、実質的な人件費削減による財政効果額は、4億7千7百万円と歳出削減総額の約5割を占めています。

行財政改革実施における性質別歳出削減額（5カ年累計）の比率

（単位 百万円）

区 分		実施前 累計額	実施後 累計額	削減額	比 率	人件費 見合分	比 率
歳	義務的経費	9,356	8,967	389	38.5%	389	38.5%
	人件費	4,382	3,993	389	38.5%	389	38.5%
	扶助費	830	830	0	0.0%	0	0.0%
	公債費	4,144	4,144	0	0.0%	0	0.0%
出	投資的経費	1,413	1,413	0	0.0%	0	0.0%
	その他の経費	8,209	7,588	621	61.5%	88	8.7%
	物件費	2,770	2,529	241	23.9%	0	0.0%
	維持補修費	520	377	143	14.2%	0	0.0%
	補助費等	2,303	2,094	209	20.7%	65	6.4%
	繰出金	2,039	2,016	23	2.3%	23	2.3%
	その他	577	572	5	0.5%	0	0.0%
	合 計	18,978	17,968	1,010	100.0%	477	47.2%

(2) 項目別歳出削減額

項目別歳出削減の内訳は次のとおりです。

行財政改革実施による財政効果額

重点事項： 歳出の削減

(単価：百万円)

項目・内容	年度別財政効果額					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
(1) 人件費の削減	75.8	80.0	81.6	77.7	74.0	389.1
ア 定員適正化計画の策定と公表	-	-	-	-	-	-
イ 常勤特別職報酬の削減	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	7.5
ウ 常勤特別職期末手当の削減	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	20.5
エ 非常勤特別職報酬の削減	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	13.5
オ 議員報酬の削減	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	8.0
カ 議員期末手当の削減	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	20.5
キ 職員給料の一部凍結	19.4	19.6	19.2	18.1	17.0	93.3
ク 手当役付加算額の全額凍結	12.8	12.9	12.5	11.6	10.7	60.5
ケ 管理職手当の一部凍結	7.0	7.2	6.7	5.9	5.2	32.0
コ 時間外勤務手当等の削減	6.2	9.0	10.9	10.5	10.4	47.0
サ 寒冷地手当の削減	4.1	4.8	5.1	4.7	4.4	23.1
シ 特殊勤務手当の凍結	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	8.0
ス 職員人件費削減等に伴う共済費、負担金の削減	10.7	10.9	10.6	10.3	9.7	52.2
セ フレックス制の導入	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	3.0

行財政改革実施による財政効果額

重点事項： 歳出の削減

(単価：百万円)

項目・内容	年度別財政効果額					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
(2) 物件費の削減	43.8	46.7	50.3	50.3	50.3	241.4
ア 賃金の削減	19.1	19.1	22.7	22.7	22.7	106.3
イ 旅費の見直し	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	12.0
ウ 消耗品費の削減	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	29.5
エ 光熱費等の削減	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	22.0
オ 役務費の削減	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	18.5
カ 備品購入費の削減	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	2.0
キ 新規公用車の購入抑制	0.0	2.6	2.6	2.6	2.6	10.4
ク その他物件費の削減	7.9	8.2	8.2	8.2	8.2	40.7
(3) 維持補修費の削減	23.5	29.0	30.0	30.0	30.0	142.5
ア 施設維持管理費等の削減	8.4	11.3	11.3	11.3	11.3	53.6
イ 維持補修費の縮減と予算の一元管理	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	71.0
ウ 施設の整理合理化(統廃合)	0.9	3.5	4.5	4.5	4.5	17.9
(4) 補助費等の削減	33.2	43.2	45.1	43.8	43.2	208.5
ア 各種委員への謝礼等の削減	2.7	3.9	5.2	5.2	5.2	22.2
イ 各種団体への補助金等の削減	30.0	38.8	39.4	38.1	37.5	183.8
うち人件費分	13.0	13.4	14.0	12.6	12.1	65.1
ウ その他負担金等の削減	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.5
(5) 繰出金、貸付金の縮減	4.9	5.4	5.9	6.1	6.3	28.6
ア 特別会計への繰出金の縮減	3.9	4.4	4.9	5.1	5.3	23.6
うち人件費分	3.9	4.4	4.9	5.1	5.3	23.6
イ 各団体等への貸付金の縮減	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0
(6) 公債費の削減	-	-	-	-	-	-
ア 起債の抑制	-	-	-	-	-	-
歳出削減額	181.2	204.3	212.9	207.9	203.8	1,010.1

(3) 項目別歳入確保額

項目別歳入確保の内訳は次のとおりです。

行財政改革実施による財政効果額

重点事項： 歳入の確保

(単価：百万円)

項目・内容	年度別財政効果額					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
(1) 収納率の向上	11.6	12.6	13.2	14.1	15.4	66.9
ア 町税の収納対策	7.3	7.7	8.0	8.5	8.9	40.4
イ 住宅料、保育料の収納対策	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	12.1
ウ 貸付金の償還対策	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	6.0
エ 口座振替の推進	0.7	1.3	1.6	2.0	2.8	8.4
(2) 受益者負担の適正化	1.8	5.7	6.2	6.2	6.2	26.1
ア 公共施設使用料の見直し	1.7	5.6	6.1	6.1	6.1	25.6
ウ 各種講習会等の参加料徴収	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5
(3) 町有財産の処分	16.4	20.0	20.0	20.0	10.0	86.4
ア ハンノキ地区分譲地の売却	10.0	20.0	20.0	20.0	10.0	80.0
イ 遊休資産の処分	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4
歳入確保額	29.8	38.3	39.4	40.3	31.6	179.4

第2 実施後の財政見通し

1 算定(財政シミュレーション)

行財政改革実施後5カ年間の収支見通し

(単位:百万円)

区 分	収 支 見 通 し					累 計	
	H17	H18	H19	H20	H21		
歳 入	町 税	380	379	378	377	376	1,890
	地方譲与税等	189	189	189	189	189	945
	地方交付税	2,252	2,233	2,080	2,016	1,971	10,552
	使用料・手数料	135	139	140	140	141	695
	国道支出金	267	278	303	323	420	1,591
	町 債	305	227	66	66	145	809
	臨時財政対策債	212	199	0	0	0	411
	その他	93	28	66	66	145	398
	その他歳入	240	237	228	225	214	1,144
合 計	3,768	3,682	3,384	3,336	3,456	17,626	
歳 出	義務的経費	1,878	1,884	1,820	1,726	1,659	8,967
	人件費	830	834	813	778	738	3,993
	扶助費	166	166	166	166	166	830
	公債費	882	884	841	782	755	4,144
	投資的経費	331	176	226	245	435	1,413
	その他の経費	1,468	1,497	1,528	1,548	1,547	7,588
	物件費	511	508	504	503	503	2,529
	維持補修費	80	75	74	74	74	377
	補助費等	425	419	427	415	408	2,094
	繰出金	337	381	408	442	448	2,016
	その他	115	114	115	114	114	572
	合 計	3,677	3,557	3,574	3,519	3,641	17,968
歳入歳出差引額	91	125	190	183	185	342	
H17～H21累積収支	91	216	26	157	342	基金繰入後	
基金年度末残高	878	865	860	859	859	517	
町債年度末残高	7,507	6,992	6,346	5,746	5,240		

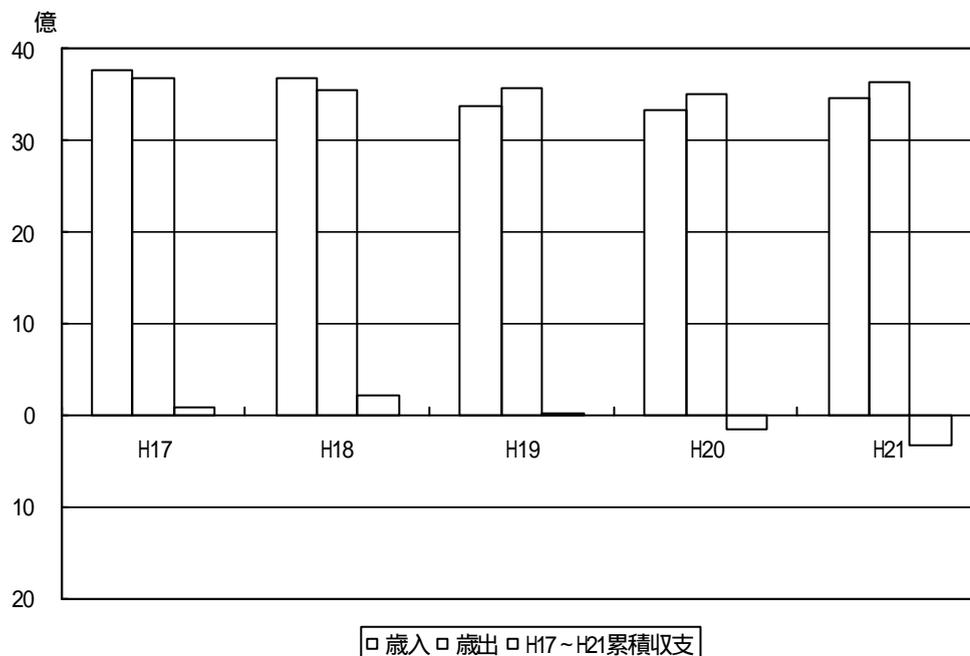
2 算定の結果

行財政改革実施後の単年度収支額は平成17年度に9千1百万円、平成18年度に1億2千5百万円の黒字収支となり、その後、平成19年度に1億9千万円、平成20年度に1億8千3百万円、平成21年度に1億8千5百万円の赤字収支が見込まれます。

推計期間（平成17年度～平成21年度）の5ヵ年間に於ける歳入累計額は176億2千6百万円、歳出累計額は179億6千8百万円となり、累積収支は3億4千2百万円の赤字となります。

しかし、基金保有額（8億5千9百万円）の一部を繰り入れすることにより赤字は解消できるものと予想されます。

財政シミュレーション



附属資料

1 歳入の推移（13頁・14頁グラフ関係）

（単位：百万円、％）

区 分		平成02年度	平成03年度	平成04年度	平成05年度	平成06年度	
町	税	361.6	384.5	400.9	410.9	406.5	
地方交付税（含臨対債）		2,330.2	2,448.3	2,718.0	2,591.5	2,973.8	
	地方交付税	2,330.2	2,448.3	2,718.0	2,591.5	2,973.8	
	臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他の歳入		1,294.6	1,518.2	1,301.5	2,409.5	3,050.5	
歳入合計		3,986.4	4,351.0	4,420.4	5,411.9	6,430.8	
町	税	伸び率	4.3	6.3	4.3	2.5	1.1
地方交付税等	割合	58.5	56.3	61.5	47.9	46.2	
	伸び率	4.6	5.1	11.0	4.7	14.8	

区 分		平成07年度	平成08年度	平成09年度	平成10年度	平成11年度	
町	税	415.9	426.5	442.7	417.2	441.4	
地方交付税（含臨対債）		2,794.9	2,872.0	2,990.5	3,023.1	3,082.3	
	地方交付税	2,794.9	2,872.0	2,990.5	3,023.1	3,082.3	
	臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他の歳入		4,073.3	3,274.5	2,780.9	4,208.0	2,185.3	
歳入合計		7,284.1	6,573.0	6,214.1	7,648.3	5,709.0	
町	税	伸び率	2.3	2.5	3.8	5.7	5.8
地方交付税等	割合	38.4	43.7	48.1	39.5	54.0	
	伸び率	6.0	2.8	4.1	1.1	2.0	

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
町	税	438.2	415.2	399.1	386.9	370.1	
地方交付税（含臨対債）		3,071.1	2,960.8	2,827.6	2,776.6	2,532.2	
	地方交付税	3,071.1	2,829.1	2,554.9	2,369.8	2,256.0	
	臨時財政対策債	0.0	131.7	272.7	406.8	276.2	
その他の歳入		2,143.4	2,743.8	2,209.0	2,261.7	1,521.9	
歳入合計		5,652.7	6,119.8	5,435.7	5,425.2	4,424.2	
町	税	伸び率	0.7	5.3	3.9	3.1	4.3
地方交付税等	割合	54.3	48.4	52.0	51.2	57.2	
	伸び率	0.4	3.6	4.5	1.8	8.8	

注) 平成15年度までは決算額、平成16年度は決算見込額により記載する。

2 義務的経費の推移（15頁グラフ関係）

（単位：百万円、％）

区 分	平成02年度	平成03年度	平成04年度	平成05年度	平成06年度
人 件 費	737.4	772.0	841.2	902.1	924.0
扶 助 費	72.3	61.8	69.3	289.9	282.4
公 債 費	579.7	668.6	853.0	595.6	594.8
義務的経費合計	1,389.4	1,502.4	1,763.5	1,787.6	1,801.2
人件費の比率（対事務的経費）	27.9	28.1	26.1	27.7	25.3
公債費の比率（対事務的経費）	22.0	24.3	26.5	18.3	16.3

区 分	平成07年度	平成08年度	平成09年度	平成10年度	平成11年度
人 件 費	998.1	1,001.2	1,002.3	1,014.2	981.8
扶 助 費	290.3	313.0	308.9	311.9	323.8
公 債 費	807.7	922.1	745.5	815.4	853.9
義務的経費合計	2,096.1	2,236.3	2,056.7	2,141.5	2,159.5
人件費の比率（対事務的経費）	24.3	24.3	25.7	25.8	23.8
公債費の比率（対事務的経費）	19.7	22.4	19.1	20.8	20.7

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
人 件 費	959.1	964.0	905.4	875.1	915.4
扶 助 費	118.8	119.6	115.8	99.0	183.3
公 債 費	872.7	916.1	1,006.8	1,141.8	994.2
義務的経費合計	1,950.6	1,999.7	2,028.0	2,115.9	2,092.9
人件費の比率（対事務的経費）	23.9	24.6	24.0	22.3	23.4
公債費の比率（対事務的経費）	21.7	23.3	26.7	29.1	25.4

注）平成15年度までは決算額、平成16年度は決算見込額により記載する。

3 投資的経費の推移（16頁グラフ関係）

（単位：百万円）

区 分	平成02年度	平成03年度	平成04年度	平成05年度	平成06年度
普通建設事業費	1,299.5	1,575.4	1,179.7	2,037.8	2,651.0
災害復旧事業費	11.6	0.5	0.7	85.9	83.9
投資的経費合計	1,311.1	1,575.9	1,180.4	2,123.7	2,734.9
うち地方債充当額（一般会計のみ）	468.5	503.6	291.7	763.5	1,198.4
特別会計（施設整備費）	3.8	0.2	1.5	5.6	8.2
地方債充当額（特別会計のみ）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1,314.9	1,576.1	1,181.9	2,129.3	2,743.1
地方債充当額（特別会計含む）	468.5	503.6	291.7	763.5	1,198.4

区 分	平成07年度	平成08年度	平成09年度	平成10年度	平成11年度
普通建設事業費	2,884.4	2,228.2	2,058.2	3,475.5	1,496.0
災害復旧事業費	275.9	182.9	181.1	125.7	8.4
投資的経費合計	3,160.3	2,411.1	2,239.3	3,601.2	1,504.4
うち地方債充当額（一般会計のみ）	1,528.4	927.9	986.4	1,424.6	460.8
特別会計（施設整備費）	4.8	0.4	33.6	45.0	270.2
地方債充当額（特別会計のみ）	0.0	0.0	16.5	8.1	115.6
合 計	3,165.1	2,411.5	2,272.9	3,646.2	1,774.6
地方債充当額（特別会計含む）	1,528.4	927.9	1,002.9	1,432.7	576.4

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
普通建設事業費	1,536.9	2,039.0	1,517.1	1,429.1	512.3
災害復旧事業費	12.0	39.8	9.7	0.0	0.0
投資的経費合計	1,548.9	2,078.8	1,526.8	1,429.1	512.3
うち地方債充当額（一般会計のみ）	585.9	923.2	555.1	413.4	203.4
特別会計（施設整備費）	571.7	1,177.7	1,249.9	464.3	287.1
地方債充当額（特別会計のみ）	307.1	631.7	645.6	210.8	127.5
合 計	2,120.6	3,256.5	2,776.7	1,893.4	799.4
地方債充当額（特別会計含む）	893.0	1,554.9	1,200.7	624.2	330.9

注）平成15年度までは決算額、平成16年度は決算見込額により記載する。

4 その他の経費の推移（16頁グラフ関係）

（単位：百万円、％）

区 分	平成02年度	平成03年度	平成04年度	平成05年度	平成06年度
物件費・維持補修費	395.4	424.0	496.5	520.9	550.1
補助費等	388.5	395.1	447.6	486.1	464.1
繰出金	75.1	119.9	169.5	126.9	139.7
その他	391.5	306.2	345.0	339.1	700.7
その他の経費	1,250.6	1,245.3	1,458.6	1,473.0	1,854.6
物件費等の比率（対事務的経費）	15.0	15.4	15.4	16.0	15.0
補助費等の比率（対事務的経費）	14.7	14.4	13.9	14.9	12.7
繰出費の比率（対事務的経費）	2.8	4.4	5.3	3.9	3.8

区 分	平成07年度	平成08年度	平成09年度	平成10年度	平成11年度
物件費・維持補修費	663.5	712.4	703.7	764.6	750.7
補助費等	496.3	603.2	624.9	536.9	577.2
繰出金	134.4	141.0	182.6	216.2	266.9
その他	712.1	429.2	339.2	267.3	378.7
その他の経費	2,006.1	1,885.8	1,850.3	1,784.9	1,973.5
物件費等の比率（対事務的経費）	16.2	17.3	18.0	19.5	18.2
補助費等の比率（対事務的経費）	12.1	14.6	16.0	13.7	14.0
繰出費の比率（対事務的経費）	3.3	3.4	4.7	5.5	6.5

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
物件費・維持補修費	696.7	687.8	682.8	620.7	666.7
補助費等	599.2	568.6	542.3	526.3	501.2
繰出金	340.7	326.8	348.2	263.9	322.1
その他	428.4	340.7	168.0	401.3	329.0
その他の経費	2,065.0	1,923.9	1,741.3	1,812.2	1,819.0
物件費等の比率（対事務的経費）	17.3	17.5	18.1	15.8	17.0
補助費等の比率（対事務的経費）	14.9	14.5	14.4	13.4	12.8
繰出費の比率（対事務的経費）	8.5	8.3	9.2	6.7	8.2

注）平成15年度までは決算額、平成16年度は決算見込額により記載する。

5 歳出の推移（17頁グラフ関係）

（単位：百万円、％）

区 分	平成02年度	平成03年度	平成04年度	平成05年度	平成06年度
義務的経費	1,389.4	1,502.4	1,763.5	1,787.6	1,801.2
投資的経費	1,311.1	1,575.9	1,180.4	2,123.7	2,734.9
その他の経費	1,250.6	1,245.2	1,458.5	1,473.0	1,854.7
歳出合計	3,951.1	4,323.5	4,402.4	5,384.3	6,390.8
義務的経費の比率	35.2	34.7	40.1	33.2	28.2
投資的経費の比率	33.2	36.4	26.8	39.4	42.8

区 分	平成07年度	平成08年度	平成09年度	平成10年度	平成11年度
義務的経費	2,096.1	2,236.3	2,056.7	2,141.5	2,159.5
投資的経費	3,160.3	2,411.1	2,239.3	3,601.2	1,504.4
その他の経費	2,006.1	1,885.8	1,850.4	1,784.9	1,973.6
歳出合計	7,262.5	6,533.2	6,146.4	7,527.6	5,637.5
義務的経費の比率	28.9	34.2	33.5	28.4	38.3
投資的経費の比率	43.5	36.9	36.4	47.8	26.7

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
義務的経費	1,950.6	1,999.7	2,028.0	2,115.9	2,092.9
投資的経費	1,548.9	2,078.8	1,526.8	1,429.1	512.3
その他の経費	2,065.0	1,923.9	1,741.2	1,812.2	1,819.0
歳出合計	5,564.5	6,002.4	5,296.0	5,357.2	4,424.2
義務的経費の比率	35.1	33.3	38.3	39.5	47.3
投資的経費の比率	27.8	34.6	28.8	26.7	11.6

注）平成15年度までは決算額、平成16年度は決算見込額により記載する。

6 基金・町債残高の推移（18頁グラフ関係）

（単位：百万円）

区 分		平成02年度	平成03年度	平成04年度	平成05年度	平成06年度
基金現在高	一般会計	1,284.7	1,562.4	1,806.8	1,776.9	1,981.4
	特別会計	2.5	10.8	14.2	26.7	31.7
	普通会計	1,287.2	1,573.2	1,821.0	1,803.6	2,013.1
町債現在高	一般会計	4,246.9	4,342.8	4,043.1	4,452.0	5,300.9
	特別会計	136.0	127.2	117.6	107.4	96.8
	普通会計	4,382.9	4,470.0	4,160.7	4,559.4	5,397.7

区 分		平成07年度	平成08年度	平成09年度	平成10年度	平成11年度
基金現在高	一般会計	1,827.8	1,379.6	1,300.9	1,238.2	1,279.3
	特別会計	36.5	39.4	41.1	45.2	35.4
	普通会計	1,864.3	1,419.0	1,342.0	1,283.4	1,314.7
町債現在高	一般会計	6,287.6	6,581.9	7,110.8	8,039.3	7,930.2
	特別会計	85.6	73.7	77.4	72.2	174.5
	普通会計	6,373.2	6,655.6	7,188.2	8,111.5	8,104.7

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
基金現在高	一般会計	1,312.7	1,215.2	1,034.3	1,007.9	897.3
	特別会計	89.8	143.9	222.1	339.3	375.3
	普通会計	1,402.5	1,359.1	1,256.4	1,347.2	1,272.6
町債現在高	一般会計	7,910.9	8,302.7	8,370.6	8,255.2	7,925.4
	特別会計	778.3	1,399.5	2,025.5	2,220.1	2,313.6
	普通会計	8,689.2	9,702.2	10,396.1	10,475.3	10,239.0

注) 平成15年度までは決算額、平成16年度は決算見込額により記載する。

上ノ国町行財政改革計画

平成17年3月

発行 上ノ国町

編集 上ノ国町企画政策課行財政改革推進室

〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地

TEL (01395) 5-2311

FAX (01395) 5-2025

URL <http://www.town.kaminokuni.lg.jp/>